

請願・陳情參考資料

平成21年6月8日

県土整備部

陳情（新規）

技術企画課

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
21年-19 (21.6.4)	技術企画課	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書 トンネルじん肺根絶山陰原告団	【陳情趣旨】 トンネルじん肺訴訟において、2007年6月18日に、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛施設庁長官との間に「合意書」が調印された。 政府は、発注者及び施行者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう要求するもの。 1 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。 (現状と取り組み) ・国土交通省は、トンネルじん肺訴訟に関して、平成19年6月18日に関係大臣と原告団・弁護団との間に取り交わされた「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を受け、平成20年10月15日にトンネル工事に関する積算基準の改正を行った。 ・鳥取県は、国土交通省のこの措置を受け、平成20年11月28日に鳥取県土木工事標準積算基準書のトンネル工事に関して改定を行った。改定内容は次のとおり。 トンネルじん肺訴訟では、積算基準や標準歩掛りが長時間労働を助長していると指摘していたことから ① (現行) 10時間労働→(改正) 8時間労働 ② (現行) 4週6休→(改正) 4週8休 とした。 ・現在、鳥取県発注のトンネル工事はない。 今後、新たに発注するトンネル工事は改定された積算基準による。 2 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。 (現状と取り組み) 現在こうした制度はない。